

配偶者暴力に関する北海道の取組

区分	事業	内容	備考
相談	配偶者暴力相談支援センターの設置	道立女性相談援助センター、本庁、各(総合)振興局を、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定	道内16カ所(機関)に設置
	相談員の配置	各(総合)振興局に、DV相談等に係る男女平等参画推進員を配置	各(総合)振興局に1名(計14名)を配置
	相談への対応	各配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話、来所によるDV相談を実施	<平日> 9:00~17:00
		道立女性相談援助センターは、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く。)の電話相談も実施	<平日夜間> 17:30~20:00 <土日祝日> 9:00~17:00
	民間シェルターへの委託	専用電話による相談業務を民間シェルターに委託	民間シェルター8カ所に業務委託
一時保護	被害者等の一時保護	道立女性相談援助センターにおいて、DV被害者等の一時保護を実施	随時、一時保護を実施
	一時保護業務の外部委託	民間シェルター等に対して、DV被害者等の一時保護業務を外部委託	民間シェルター8カ所、母子生活支援施設等4施設に委託
自立支援	被害者等の自立支援	一時保護を行ったDV被害者等の自立支援を実施	道立女性相談援助センター
	民間シェルターへの委託	DV被害者等の自立支援業務を民間シェルターに委託	民間シェルター8カ所に業務委託
機関連携	関係機関連絡会議の開催	DV施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を推進するため、本庁及び各(総合)振興局に関係機関連絡会議を設置	本庁及び各(総合)振興局(渡島・檜山は合同)で開催(書面開催を含む)
研修	民間シェルタースタッフ養成等実践研修会の開催	民間シェルターで活動するスタッフやDV対策に携わる職務関係者のスキルアップを図るため、民間シェルター所在地8カ所(札幌、函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年(4カ所毎)で研修会を開催	(R4実績)渡島、上川、十勝の各総合振興局で開催 (R5予定)胆振、オホーツク、釧路の各総合振興局で開催予定
	全道セミナー及び女性相談関係職員研修会の開催	DV被害者支援に携わる職務関係者等を対象とした専門研修を開催(道庁主催) 女性相談関係職員研修会を開催(女性相談援助センター)	(R4実績)オンラインで開催 (R5予定)別途調整
普及啓発	啓発資料の作成・配付	DV防止等に関する啓発資料を作成し、道内の関係機関等に配付	既存の啓発資料を適宜配布
	ハロウィン展の開催	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)に合わせて、ハロウィン展を開催	例年11月に開催